

令和7年度福島県立田村高等学校（後期選抜）募集要項

〒963-7763 福島県田村郡三春町字持合畑88番地1

電話 0247-62-2185

※後期選抜は、普通科又はスポーツ科において前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- ① 学業と部活動の両立や自主的な学びに取り組み、目標に向かって最後までやり抜く生徒
- ② 学習活動や特別活動、部活動やボランティア活動への意欲的な取り組みができる生徒
- ③ 地域や身近な課題に興味関心を持ち、課題解決へ向けてトライしようとする生徒

2 募集学科及び募集定員

課程	学科	募集定員
全日制	普通科	募集定員（120名）から、前期選抜の合格者数を除いた数
	スポーツ科	募集定員（40名）から、前期選抜の合格者数を除いた数

3 通学区域

普通科の通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。スポーツ科の通学区域は県下一円とする。

4 出願資格

出願資格については、次の①又は②の条件を満たす者とする。

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者（詳しくは「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。）
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
なお、前期選抜及び連携型選抜の受検の有無にかかわらず出願することができる。

5 併願の取扱い

後期選抜の出願において、スポーツ科を志望する者については、本校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることを認める。その際に、入学願書の通学区域は、普通科の学区に合わせて○をつける。

6 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とする。その際に、簡易書留による受験票等送付に必要な額（460円）の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願方法及び提出書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して出願する。その際、次の書類を提出する。また、中学校長は本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を添付する。
 - ① 入学願書（福島県教育委員会において作成したもの）
入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。
その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
 - ② 令和 7 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。福島県教育委員会が定めた所定の様式）
 - ③ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接本校校長に出願する。提出書類は「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。詳しくは「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、簡易書留による自己申告書受領書送付に必要な額（460 円）の切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。
- (2) 提出期間は、令和 7 年 3 月 17 日（月）から 3 月 21 日（金）までとする。郵送の場合には、3 月 21 日（金）必着とする。持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

9 県外等からの出願

「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

10 出願先変更

志願者は、令和 7 年 3 月 19 日（水）に、1 回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
なお、詳しくは、「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を、在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。

学科	調査書	面接	小論文（又は作文）
普通科	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 面接には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語）を含む。 面接については、段階評価する。ただし中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語）に関しては点数化して、合計50点満点とする。	小論文を実施する。 与えられたテーマについて、自分の考えをまとめる思考力、判断力、表現力を問う。また、中学校における学習活動の成果を総合的に問う小論文とする。 小論文については点数化して、合計50点満点とする。
スポーツ科	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 面接には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語）および運動能力を示す内容を含む。（運動の種類については、下記※強化指定種目の中から1種目選択する。） 面接については、段階評価する。ただし運動能力を示す内容は点数化して、合計50点満点とする。	小論文を実施する。 与えられたテーマについて、自分の考えをまとめる思考力、判断力、表現力を問う。また、中学校における学習活動の成果を総合的に問う小論文とする。 小論文については点数化して、合計50点満点とする。

※スポーツ科強化指定種目：陸上競技（中長距離、駅伝）・バスケットボール・女子バレーボール・柔道・ウエイトリフティング・ソフトテニス・野球

13 面接・小論文の日程及び会場

- 1 日 時 令和7年3月24日（月） 午前9時～正午（終了時間は予定）
- 2 会 場 福島県立田村高等学校
- 3 持参するもの
受験票、上履き、下足袋、鉛筆（シャープペンシルも可とする。ただし、英語のことわざが書いてある鉛筆は使用できない）、消しゴム
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計は持ち込まないこと。
※スポーツ科を受験する者は、この他に自分が選択した実技種目の運動用具を持参する。また、ウォーミングアップのできる服装（ジャージと体育館シューズ）と、専門種目の服装（特に柔道選択者は柔道着、野球選択者は練習着）を持参すること。
- 4 受 付 午前8時～午前8時20分 各教室
- 5 日 程
小論文 午前9時～午前9時50分（50分）
面 接 午前10時10分～正午

14 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、「合格通知書」（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を交付するので受験票を持参する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すこともある。

15 その他

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 志願者は出願前に、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（福島県教育委員会が定めた所定の様式）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
- ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（福島県教育委員会が定めた所定の様式）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 志願者は出願前に、「受験上の配慮申請書」（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
- ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（福島県教育委員会が定めた所定の様式）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。